

「下水道条例の一部改正」、

「水道事業給水条例の一部改正」を可決

「中東情勢による物価・建設資材・燃料価格

高騰の中小建設業者への緊急支援制度の

創設を求める意見書」、「物価・建設資材・

ガソリン高騰による中小建設業者への

緊急支援制度の創設を求める意見書」を可決

下水道条例の 一部改正を可決

第28条、使用料については、別表を下水道事業審議会からの答申内容である改定率40%以上となる使用料金算定表に改めるものです。

附則第1項は、この条例の施行期日を令和8年10月1日からとするものです。

附則第2項は、第28条、改正後の別表の規定を、令和8年12月1日以後に算定する使用料について適用するものです。

附則第3項は、激変緩和措置として、令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する使用料の特例について定めるものです。

【賛成多数で原案可決】

討 論

市民負担を減らし、市民の生活を守ることを求め、反対（日本共産党）

この条例の改正は、下水道料金を令和8年10月からは25%の値上げ、さらに令和10年4月からは15%の値上げで、合計40%も値上げしようとする改定です。下水道は、市民の皆さんの生活に欠かせないインフラです。物価高騰のこの暮らしの中で、払えない家庭が増えるのではないかと懸念します。老朽化した管路の整備や地震対策は国が責任を持って整備するよう求めているとともに、一般会計からの繰入れを行い、市民負担を減らし、市民の生活を守ること

を求め、反対します。

市民への丁寧な説明と持続可能な上下水道の事業運営を求め、賛成（公明党）

条例の改正においては、上下水道管の老朽化や地震対策による維持対策費などを理由として、上下水道の各審議会において、できるだけ早い段階で料金改定を行うこととの答申があり、上下水道の安定した事業運営と持続可能な上下水道のために、本市は苦渋の決断として、料金改定を行うものです。上下水道の維持管理をしていくことは、すなわち市民の安心安全な生活に必要な不可欠なものです。市民の皆さまへの周知については、丁寧かつご理解をいただける説明をお願いし、賛成します。

水道事業給水条例の 一部改正を可決

第26条、料金については、別表を水道事業運営審議会からの答申内容である改定率50%以上となる料金表に改めるものです。

附則第1項は、この条例の施行期日を令和8年10月1日からとするものです。

附則第2項は、第26条、改正後の別表の規定を、令和8年12月1日以後に算定する料金について適用するものです。

附則第3項は、激変緩和措置として、令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する料金の特例について定めるものです。

討 論

市民の暮らしや市内経済を守るために、値上げを抑えるべきであり反対（日本共産党）

この議案は、水道料金を段階的に66%値上げするというものです。県水が4月から21%値上げされましたが、その3倍もの値上げで到底納得できません。水道設備の耐震化や更新が必要となっており、その財源を水道料金に

上乗せすべきではありません。インフラの整備は料金ではなく、税金で行うべきです。

今、物価高騰が市民の生活と市内業者の経営を圧迫しています。市は、市民生活と市内業者の経営を守るために最善を尽くすべきです。

市民負担を減らし、市民の生活を守ることを求め、反対します。

市民負担の軽減措置に取り組んでいただくよう強く要望し、賛成（次世代 かすかべ）

本市の水道事業を今後も市民の皆さまが安心安全なものとして継続していくに当たり、さまざまな要因を踏まえると、長く控えていた料金改定も仕方がないものと考えられますが、現在全ての物価が上昇している国内情勢を考慮すると、市民生活の負担が大きいのも事実です。

料金改定の実施に当たり、激変緩和策として、料金改定初回分は、基本料金を減免するとのこと。市民負担の緩和は必須であり、この取り組みについては一定の評価をします。今後も市民負担の軽減措置に創意工夫を持って取り組みでもらうよう強く要望し、賛成します。

議員提出議案

中東情勢による物価・

建設資材・燃料価格高騰の 中小建設業者への緊急支援 制度の創設を求める意見書

現在、中東情勢の緊迫化等による原油価格の高騰は、地域の中小建設業者の経営に深刻な影響を及ぼしています。

建設現場では、資材運搬車両や重機稼働に必要な軽油・ガソリン価格が上昇し、施工経費全体を押し上げています。

加えて、塗装・内装工事等で使用されるシンナー、接着剤、防水材料など石油由来製品の価格も高騰しています。さらに、ユニットバス、給湯器、断熱材、配管部材等の住宅設備機器や建設資材についても、原材料費や輸送費の上昇により価格改定が相次ぎ、納期遅延も発生しています。

実際に、地域のリフォーム事業者では、シンナー等を始めとする関連部材や副資材価格も大幅に値上がりし、当初見積を大きく超えるケースが発生しています。しかし、契約済み工事では価格変更が困難であり、事業者側が負担を抱え込む状況となっています。

また、小規模事業者や一人親方では、燃料費と生活費双方の負担増から、事業継続そのものが困難になりつつあります。

特に中小建設業者は、大手企業と比較して価格交渉力が弱く、急激なコスト上昇を工事代金へ十分反映できない実態があります。その結果、利益の圧迫だけでなく、従事者賃金の低下、設備更新の先送り、人材確保難などが進み、地域建設業の持続性そのものが脅かされています。

このため、国においては、緊急支援制度として、軽油・ガソリン価格高騰分への補助、建設資材価格上昇分への直接支援、さらに、公共工事におけるインフレスライド条項の柔軟運用、民間工事を含めた資材価格変動への適切な契約変更指導、資金繰り悪化を防ぐための無利子・低利融資制度、社会保険料や固定費負担への支援など、実効性ある総合対策が求められます。

また、地域建設業は、住宅供給のみならず、道路・上下水道等の社会インフラ維持、災害復旧、防災対応を担う地域に不可欠な産業です。近年、自然災害が頻発する中、地域

建設業者の廃業や担い手不足が進めば、災害時の迅速な復旧対応にも重大な支障を及ぼしかねません。

よって、国においては、物価・建設資材・燃料価格高騰の影響を受ける中小建設業者に対し、実効性ある緊急支援制度を早急に創設するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

春日部市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

経済産業大臣 様

国土交通大臣 様

【全員一致で原案可決】

物価・建設資材・
ガソリン高騰による
中小建設業者への緊急支援
制度の創設を求める意見書

中東情勢の急速な緊迫化を背景に、燃料の供給不安が世界規模で拡大しています。特にイランをめぐる軍事衝突やホルムズ海峡の混乱が、原油価格高騰の大きな要因となっており、日本国内でもガソリ

ン・軽油価格の高騰が深刻化しています。

政府は石油備蓄の放出や補助金の投入により、ガソリン価格を一定程度抑制するとしています。毎日、仕事で車両による移動や資材運搬が欠かせない中小建設業者にとって、その負担は依然として極めて重いものです。

さらに、石油由来製品を中心に建設資材や住宅設備機器の価格高騰、供給停止、納期遅延が相次いでいます。現場では、「シンナーが3千円から3万円になった」「塗料が5月から75%値上がりする」「材料が入らず、仕事ができない」「5月からの仕事すべてキャンセルになった」「従業員を休ませている」「コロナの時よりも深刻だ」など、連日数多くの仲間から悲痛な声が上がっています。

このままでは、資材高騰分を価格転嫁できない中小零細建設業者の経営悪化、廃業・倒産の増加、従業員の雇用不安、若者の入職減少に拍車がかかり、地域経済と住環境整備に重大な影響を及ぼします。

よって、国においては、物価・建設資材高騰、供給停止・納期遅延等により経営悪

化している中小零細建設業者を対象とした緊急支援制度（給付金・助成金・無利子融資等）を創設すること。雇用維持のため、雇用調整助成金の特例措置や要件緩和を実施すること。建設資材・住宅設備機器の供給安定化と価格抑制に向けた対策を強化すること。中小零細建設業者を対象

とした燃油補助制度を創設することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

春日部市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

経済産業大臣 様

国土交通大臣 様

【全員一致で原案可決】



6 月定例会 審議結果

市長提出議案

(○:賛成 ×:反対)

議案番号	議 案 名 () は付託委員会名	審議結果	無所属の会	自民・次世代 かすかべ！	公明党	日本共産党	立憲民主党	日本維新の会	国民民主党	無所属
議案第 48 号	専決処分の承認を求める（税条例等の一部改正）（総 務）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 49 号	専決処分の承認を求める（都市計画税条例の一部改正）（総 務）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 50 号	専決処分の承認を求める（国民健康保険税条例等の一部改正）（厚生福祉）	承認	○	○	○	×	○	○	○	×
議案第 51 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（総務・厚生福祉・建設）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 52 号	印鑑条例の一部改正（総 務）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 53 号	税条例の一部改正（総 務）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 54 号	介護保険条例の一部改正（厚生福祉）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 55 号	企業誘致条例の一部改正（教育環境）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 56 号	下水道条例の一部改正（建 設）	原案可決	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第 57 号	水道事業給水条例の一部改正（建 設）	原案可決	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第 58 号	病院事業企業職員定数条例の一部改正（厚生福祉）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 59 号	豊野中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結（教育環境）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 60 号	春日部中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結（教育環境）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 61 号	豊春中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結（教育環境）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 62 号	春日部中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結（教育環境）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 63 号	飯沼中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結（教育環境）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 64 号	財産の取得（春日部消防署武里分署災害対応特殊消防ポンプ自動車 C D - I 型）（総 務）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 65 号	財産の取得（春日部消防署東分署災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材）（総 務）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 66 号	令和 8 年度一般会計補正予算（第 1 号）（各委員会）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 67 号	令和 8 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）（建 設）	原案可決	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第 68 号	令和 8 年度下水道事業会計補正予算（第 1 号）（建 設）	原案可決	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第 69 号	（仮称）かすかべひがし交流センター整備工事請負契約の締結（総 務）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第 70 号	（仮称）かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託契約の締結（総 務）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○

請 願

(○:賛成 ×:反対)

請願番号	請 願 名 () は付託委員会名	審議結果	無所属の会	自民・次世代 かすかべ！	公明党	日本共産党	立憲民主党	日本維新の会	国民民主党	無所属
請願第 3 号	国に「中東情勢による物価・建設資材・燃料価格高騰の中小建設業者への緊急支援制度の創設を求める意見書」の提出を求める請願（建 設）	採 択	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第 4 号	国に「物価・建設資材・ガソリン高騰による中小建設業者への緊急支援制度の創設を求める意見書」の提出を求める請願（建 設）	採 択	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第 5 号	従来の健康保険証の復活を国にもとめる意見書の提出を求める請願（厚生福祉）	不 採 択	×	×	×	○	×	×	×	×

議員提出議案

(○:賛成 ×:反対)

議案番号	議 案 名 () は付託委員会名	審議結果	無所属の会	自民・次世代 かすかべ！	公明党	日本共産党	立憲民主党	日本維新の会	国民民主党	無所属
議第 9 号議案	中東情勢による物価・建設資材・燃料価格高騰の中小建設業者への緊急支援制度の創設を求める意見書（付託省略）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議第 10 号議案	物価・建設資材・ガソリン高騰による中小建設業者への緊急支援制度の創設を求める意見書（付託省略）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議第 11 号議案	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（付託省略）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議第 12 号議案	すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（付託省略）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議第 13 号議案	イラン戦争がもたらす物価高・資材不足から暮らしと営業を守るための緊急対策を求める意見書（付託省略）	否 決	×	×	×	○	○	×	×	○
議第 14 号議案	物価高騰対策として緊急に消費税減税を求める意見書（付託省略）	否 決	×	×	×	○	×	×	×	×
議第 15 号議案	再審開始決定に対する検察官の抗告を禁止する法改正を求める意見書（付託省略）	否 決	×	×	×	○	×	×	×	○